

「大名評判記」諸本の比較検討

杉 岳志

はじめに

二〇〇五年度の共同研究において、「大名評判記」⁽¹⁾と称すべき一連の書物には書写関係が見出されることが明らかとなった。⁽²⁾元禄期の大名を描いた史料としてその名が知られる『土芥寇讎記』を含め、大名評判記には先行する書からの情報に基づいて執筆された部分が少なからず存在するのである。さらに、同一の書名であっても、その内容が改変されていることも今年度の共同研究を通じてわかってきた。「大名評判記」を史料として利用するためにも、個々の書物の成立事情や性格が解明されなくてはならない。

本稿はこうした課題に答えるべく、『武家諫忍記』⁽³⁾・『武家勸懲記』⁽⁴⁾・『土芥寇讎記』⁽⁵⁾・『諫懲記後正』⁽⁶⁾の比較検討を行う。如備子『堪忍記』と『武家諫忍記』の関係については既に望月良親氏が検討し、聖藩文庫本『武家諫忍記』へ影響を与えたことを明らかにされているので、⁽⁷⁾ここでは取り上げなかった。また、『武家勸懲記後正』はこれまでに実見する機会を得ていないため、残念ながら対象に含めることができなかったことをお断りしておきたい。

比較検討といっても、方法はいろいろと考えられよう。本稿ではひとつの試みとして、『武家諫忍記』から『諫懲記後正』まで登場し続ける伊勢国桑名藩主松平定重を素材として検討してみたい。同じ人物を取り上げること、それぞれ書物にどれだけオリジナリティーがあるのか、どの書物とどの書物が近接した関係にあるのかを明らかにできるだろう。

比較は、同名の書物間の比較（ヨコの比較）と異なる書名の書物間の比較（タテの比較）の二本立てで行う。これまで『土芥寇讎記』と『諫懲記後正』はそれぞれ一部ずつしか検討できていないので、ヨコの比較は『武家諫忍記』と『武家勸懲記』のみで実施した。『諫懲記後正』のヨコの比較は後日を期したい。

一 『武家諫忍記』諸本の比較

まずは、『武家諫忍記』間のヨコの比較を行う。本稿で取り上げる『武家諫忍記』諸本のうち、最も早い時期に成立したと考えられる聖藩文庫本⁽⁸⁾の記事を次に引用しよう。

【史料一】聖藩文庫本『武家諫忍記』

一松平越中守源定重

紋①梅鉢

本國參河、²生下野、本氏久松、摂津守定長之養子、實ハ河内守定頼ノ三男也、居城勢州桑名、本知拾壹万石余、新地開諸運上課役懸リ物等外五萬八千五百石有、米穀生拂共ニ吉、³年貢所納五ツヨリ七ツ半迄、大形五物ナリ、家中へ四ツ、国役ツヨシ、在江戸之年人有扶持、外摸合有、地禽獸魚柴薪有、城海邊甚繁昌、⁴士民共ニ不窮、家土之風俗吉、土地上々、城本國ノ東北、船着、諸事自由叶、家老久松・服部・吉村、

定重武勇ヲ好、甚強シテ、弓馬ヲタシナミ、和歌ヲ翫詠ス、利根發明ナル事甚過タリ、美兒ヲ愛セル、

愚評義曰、武勇弓馬ノ道ハ元ヨリ武門ノ業、不学不可有、ニツ之有品、所謂以道先トシ、以武後スル者可也、何ソ勇好シテ無道不可然、血氣之將ト云ヘシ、和歌学何之益カアラン、國家ノ政ノ却而邪魔ト成ヘシ、其徳有ヲ慮テ、其利ニ近カラン方ニ学ヒモトツクヘシ、是ヲ慮ノ人ト云ナリ、無益ヲ己カ業トスルハ愚慮ノ人ト云ヘシ、退テ案スルニ、相違有事ヲコノ書ヲ見人考へ給、勇有武ヲ学ハンニ、豈和歌ヲ好ンヤ、古へ頼政或平忠度経盛コトキノ人々行跡ヲ鑑ミ給ンヤヲホツカナシ、外ニ和ヲ用、内ニ勇ヲ用之、謀事ヨク々功者ノ士ニタツネ給へ、(傍線及び丸番号引用者。以下同様)

この記事を基準として、他の『武家諫忍記』との異同を比較してゆこう。

一点目は①の家紋である。聖藩文庫本では桑名藩久松平家の家紋を「梅鉢」とするが、これは大半の書には継承されていない。聖藩文庫本以外で「梅鉢」と記されているのは対馬本のみで、養賢堂本・東北大図書館本・興譲館A本・同B本・村上文庫本はいずれも「六ツ星」となっている。なお、池田本では家紋の記載が欠けている。前後の大名のものは記載されているので、書写時のミスで落としてしまったのだろう。

次に②の生まれに着目すると、「下野」とするのが聖藩文庫本・池田本・対馬本、「武州」とするのが養賢堂本・東北大図書館本・興讓館A本・同B本・村上文庫本である。①・②から、「梅鉢」・「下野」と「六ツ星」・「武州」の二グループに大別できることがわかる。

この二つのグループをさらに細分化する手がかりとなるのが、③の傍線部である。聖藩文庫本では「年貢所納五ツヨリ七ツ半迄（傍点引用者。以下同様）」とある傍点部の数字が、池田本・対馬本・興讓館A本・同B本では「七ツ八ツ」、養賢堂本・東北大図書館本・村上文庫本は「七ツ」となっている。①・②と合わせて、聖藩文庫本（以下、聖藩文庫本系）／池田本・対馬本（以下、池田本系）／興讓館A本・同B本（以下、興讓館本系）／養賢堂本・東北大図書館本・村上文庫本（以下、養賢堂本系）という四系統に分類することが可能だろう。以下、この分類に従って検討しよう。

それぞれの系統の性格を明らかにするため、続いて「愚評義」の部分を見てみたい。池田本の「愚評義」部分を次に引用する。

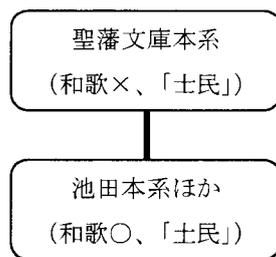
【史料一】池田本『武家諫忍記』
愚評義曰、武勇弓馬之道ハ元來武門ニ生レテ可嗜要極ナリ、和歌ヲ詠スル事、今日本ニテ禁裡公家方之業ニ成テ、ヒトヘニ可捨義ニハ非ス、最志ヲ見慮スルトキハ風流ニシテ最ヤサシ、和歌ニ六義アリ、一曰風、二曰賦、三曰比、四曰興、五曰雅、六曰頌、然則不學モ口惜シ、サレ共朝夕家業ニシテ翫フヘキニハ非ス、徒ニ有ヘキヨリハ増シ歟、利根發明過タル事ハ評義ニ及ス、利根ニ迷テ過ルハ大ニ誠ル法也、但文之道ヲ不知時ハ必血氣ノ勇將ト云ナルヘシ、太公曰、貪心害己、利只傷身此ナリ、是ヲ以可考、過タルハ不及ニ近ト論語ニ見ル如ク成ヘシ、

一読すれば、先に引用した聖藩文庫本の「愚評義」とは全く別物であることが明らかだろう。聖藩文庫本は「和歌学何之益カアラン、國家ノ政ノ却而邪魔ト成ヘシ」と和歌を否定的に評価するのに対し、この池田本は「和歌ヲ詠スル事、今日本ニテ禁裡公家方之業ニ成テ、ヒトヘニ可捨義ニハ非ス、最志ヲ見慮スルトキハ風流ニシテ最ヤサシ」と必ずしも和歌を学ぶことを否定していないのである。和歌に対する肯定的な捉え方は対馬本及び興讓館本系・養賢堂本系でも踏襲されており、「愚評義」部分は聖藩文庫本系と池田本系以下の二つに大別できる。

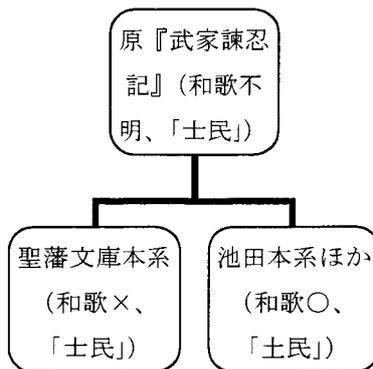
もうひとつ、聖藩文庫本系と他の諸本の違いを示すのが【史料一】の④の部

分である。聖藩文庫本は「士民」となっているのに対し、他の諸本は「士民」となっている。「士民共ニ」の「ニ」は「士と民は共に」ということを含意した「ニ」だと思われるので、ここは「士民」が正しいのだろう。ということはある時点で「士民」が「士民」と誤写され、それが引き継がれたことになる。以上の二点から、①聖藩文庫本系を下敷きにして書き換え・誤写がなされ、池田本系以下が成立したケース（両者の間に直接の関係が存在する。【図一】）と、②原『武家諫忍記』が存在し、そこから和歌に否定的で「士民」と正しく書写した聖藩文庫本系と和歌を許容し「士民」と誤写した池田本系以下とに分岐したケース（聖藩文庫本系と池田本系以下の間には直接の関係は存在しない。【図二】）という二つの可能性が考えられよう。

【図一】⁹⁹⁾



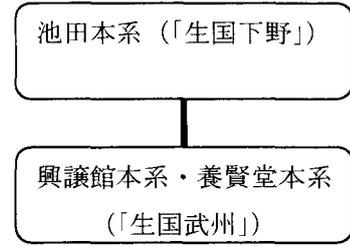
【図二】



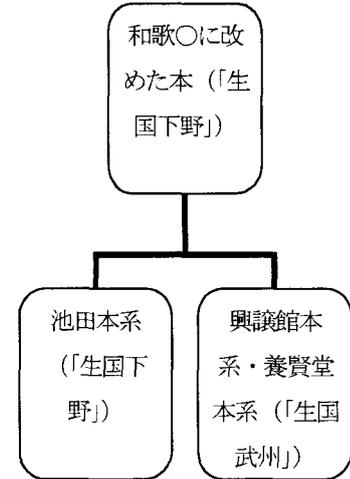
では、聖藩文庫本系以外の諸系統はどのような関係にあるのだろうか。この鍵となるのが、「生国」の違いである。生国は先述の通り、「下野」とする聖藩文庫本系・池田本系と「武州」とする興讓館本系・養賢堂本系という二つのグループに分かれている。生国を「下野」とする聖藩文庫本系が早い段階で成立したことを考慮に入れると、生国が書写を通じて「武州」→「下野」へと変化したとは考えにくく、興讓館本系・養賢堂本系が聖藩文庫系に直接結びつくことは難しい。それでは興讓館本系・養賢堂本系が聖藩文庫系に「愚評義」部分があるのかというと、池田本系と興讓館本系・養賢堂本系は「愚評義」部分がほとんど同じなので、それぞれが個別に聖藩文庫本系に繋がるといえる態はありえない。したがって、①池田本系を下敷きにして興讓館本系・養賢堂本系が成立したか（【図三】）、②和歌に対する評価を改めた別の本が存在し、池

池田本系と興讓館本系・養賢堂本系に分岐したのか【図四】のいずれかだろう。

【図三】



【図四】



興讓館本系と養賢堂本系の関係は、松平定重の項からだけでははっきりとわからない。「年貢所納五ツヨリ七ツ八ツマテ」という数字が池田本系と一致するのは興讓館本系だが、「城下繁昌」という記載が、この三系統のうち興讓館本系だけ「城下」の部分で、養賢堂本系と興讓館本系という流れを想定すれば「七ツ八ツ」の部分で矛盾してしまうのである。両系統は恐らく並列的な関係にあり、それぞれが池田本系か、あるいは【図四】に示したようにまた別の本を下敷きにして成立したのだろう。

次に、それぞれの系統内での位置づけを考えてみよう。池田本と対馬本の間には表記程度の違いしか見られず、内容上に大きな差異はない。【史料二】で傍線を引いた「和歌二六義アリ、一曰風、二曰賦、三曰比、四曰興、五曰雅、六曰頌、然則不學モ口惜シ」は池田本と対馬本のみに見られる一節で、この両者が密接な関係にあることを示している。対馬本は野本禎司氏が第三班の総論で詳述しているように寛文年間のデータに基づいており、他の『武家諫忍記』よりも後年の状況に即した内容となっている。したがって、対馬本は池田本よりも後に成立したとみてよいだろう。

では、対馬本は池田本そのものを下敷きにしたのだろうか。単純に考えれば、池田本に欠けている家紋の「梅鉢」が対馬本には記載されているので、対馬本は池田本以外を底本としているということになる。しかし、定重の家紋だけが欠けていることに気づき、調べて記載したという事態も十分に想定可能であ

り、現時点ではいずれとも断言しがたい。ここでは池田本と対馬本が密接な関係にあることを指摘するにとどめ、両者の具体的な関係については今後の課題としておきたい。

続いて興讓館A本・B本の関係であるが、この両本には、次のような一節がある。

和歌ヲ詠スル事、今本朝ニテハ禁裏公家方ノ業ニシテ、武士ニハ無用之事ヲ見慮スルトキハ風流ニシテイトヤサシ（興讓館A本より引用）、

「無用之事ヲ見慮スルトキハ」という部分はA本・B本ともに見られる表現だが、全く意味が通らない。それでは、養賢堂本系ではこの部分はどのように記されているのだろうか。

和歌ヲ詠スルコト、今本朝ニテハ禁裏公家方ノ業ニシテ、武士ニハ無用ノ事ヲリトイヘトモ、偏ニ可捨義ニモ非ス、最志ヲ見慮スルトキハ風流ニシテイトヤサシ（養賢堂本より引用）、

このように比べれば、何が起きたのか明白だろう。興讓館本は両方とも傍線部分を落としてしまっているのである。なぜそのようなことになったのか。それぞれの史料を見ると、B本ではちょうど「タ」の後で改行し、次の行が「ヲ」から始まっている。よって、①別の本から改行位置を合わせて書写した際に一行飛ばしてしまったか、②底本とした本が既に飛ばしてしまっていて、そのまま写したかのいずれかによってB本の事態が生じ、一行分抜けているB本を書写してA本が成立したと考えるのが最も妥当だろう。

養賢堂本系諸本間の違いも語句レベルに留まるが、東北大図書館本・村上文庫本は誤字が目立ち、さらに村上文庫本には同じ文章が一度現れる箇所がある。完成度から判断して、養賢堂本がこの系統では最も原型を留めているのだろう。養賢堂本自体が底本となって東北大図書館本と村上文庫本が作成された可能性と、この三部とは別に家紋を「六ツ星」・生国を「武州」とする底本が存在し、それが書写されて三部が作成された可能性が考えられる。

以上、『武家諫忍記』諸本の間を検討してきたが、確実に指摘できる点としては、①少なくとも、聖藩文庫系・池田本系・興讓館本系・養賢堂本系の四系統に分類可能である、②池田本と対馬本は密接な関係にある、③興讓館本の二部は、全十九冊のB本が他の『武家諫忍記』を書写したもので、全六冊のA本はB本を書写したものである、④養賢堂本系統の中では、養賢堂本が最も原型を留めている、の四点が挙げられる。その他の指摘はいずれも可能性の域に留まっており、今後は更なる史料の発掘と分析によって事実を確定していく必要がある。

二 『武家勸懲記』の比較

本稿で取り上げる三部の『武家勸懲記』は、その内容から盛岡本（以下、盛岡本系）と国立公文書館本・村上文庫本（以下、国立公文書館本系）に大別できる。まずはヨコの関係を検討しよう。少々長くなるが、盛岡本・国立公文書館本を次に引用する。国立公文書館本と村上文庫本との間で違いが見られる部分については、村上文庫本のもの（ ）内に記し（表記上の違いは省略）、『武家勸懲記』諸本に見られない部分には傍線を付しておいた。

【史料三】盛岡本『武家勸懲記』

一松平越中守源定重

從五位下、
印州五藏

内室松平加賀守伯母

紋梅鉢、

嫡子（アキママ）

本国参河、生国武州、本氏久松、撰津守定長之男、故越中守定綱ノ孫分、實ハ同名河内守定頼ノ三男也、定長嗣息ナキ故養之云々、コノ家傳委曲同氏淡路守定直ノ記ニ書ス、然ルニ養祖父越州ハ故隱岐守定勝ノ二男ナリ、定綱若年ノ時分ヨリ 大將軍家康公御近習ニ勤候シ、後御旗本ニ於テ御書院御番ヲ司トリ、大坂兩度ノ御陣中與中ヲ支配シ、夏合戦ニハ天王寺衆ノ挑戰ニ自身手ヲクタク、軍忠ヲ励シ、勇名ヲタツシテ 兩公之御感ニ預リ、御恩賜ヲ蒙リ、當領知ニウツリ、彌勤候ヲ旨トス、男女之息有、嫡子豊後守、二男撰津守、其ホカ女子二人、酒井雅樂頭忠清・松平肥前守定経ノ内室也、定綱老後慶安四年十二月廿五日六十歳ニテ卒ス、長子豊後守父ニ先立テ早世ス、因于茲ニ男撰津守跡式ヲ拜領セシム、内室ハ松平安藝守光晟ノ息女タリ、定良屢勤候ノ処ニ病氣ニ倦テ、居城桑名ヨリ保養ノ為トシテ公儀ニ達シ、京都ニ登リ療治ストイヘトモ、不得驗氣而明暦三年七月十八日二十六歳ニテ卒去ス、定良子息ナキニ依テ、同名河内守定頼ノ三男万吉ヲ以テ二三年前養嗣ノ儀ヲ達セシ故、跡式無相違万吉ニ賜リ、於于茲越中守定重ト号シ、當時勤候ヲモツハラトセラル、ト云々、居城勢州ノ内桑名、本知十一万石余、新地發、運上課役懸物等ホカニ五万七千石余有、米売生払トモニ吉、年貢所納五ツヨリ七ツ八ツ迄、押大方六ツ余ニ当ル、家中ヘ四ツ成、在江戸ノ年人有扶持、外ニ摸合有、地ニ禽獸魚柴薪多シ、土地上々、城本国ノ東北、海辺舩着、往還ノ路地タル故、所々繁昌、諸事自由叶フ、家老久松・奥平・服部・吉村、
定重武勇ヲ好ミ、弓馬ノ嗜ミ専ラニシテ、或ハ和歌ヲ詠吟シ、生得發明ニ行跡過ツ事ナシ、美小人ヲアイセリ、
愚評議曰、凡其家ニ備リ、武勇ヲ旨トシ、弓馬ノ嗜ミ専ハラナル事、是武

門ノ要樞、最モ法ニカナフ、亦和歌ヲ吟セラル、事、禁廷ノ口ヒニシテ、武士ニハ無用ノ事也、サレトモ亦偏ニ捨ヘキニ非ス、風流イトヤサシ、生得發明ニシテ所行過ツ事ナキハ、自然ト將威備リ、誠ニ譽レノ人ナリ、但シ此將文学ノ沙汰ナシ、サレハ人主トシテ文武兩道ヲ兼用サルトキンハ、行フ処若クハ過チ有ヘシ、是只一偏ノ意氣ヲ達スルカ故也、此論前後ニ述ル、考ヘ知ヘシ、畢竟勇將ト云ツヘシ、行跡過ツ事ナクンハ、何ヲ以テ不可ナリトスヘキ、譽レ有人ナリ、

【史料四】国立公文書館本『武家勸懲記』

一松平越中守源定重

從五位下、
印州五藏

内室松平加賀守伯母

紋梅鉢

嫡子（アキママ）

本国参河、生国武州、本氏久松、撰津守定長男、故越中守定綱（定綱）之孫也、實ハ同名河内守定頼ノ三男、定長（長脱）嗣子ナクシテ養之、此家傳淡路守定直之記ニ書ス、養祖父越中守初メ大御番頭ヲ司リ、所々之御陣役ヲ勤ム、就中大坂之夏合戦ニ天王寺表ニ於テ、自身手ヲ碎キ、軍忠ヲ励シ、高名ヲ遂ケ、兩公（欠字なし）之御感賞ニ預リ、當領ニ移リ、于今相替スト云云、居城勢州桑名、本知十一万石余、新地開運上課役掛物等外ニ五万七千石余在、米売生払共ニ吉、年貢所納五ツヨリ七ツ八ツ迄、押大方六ツ余、家中エ四ツ成、在江戸之年人有扶持、外ニ摸合在、地ニ禽獸魚柴薪多シ、土地上々、家士民間共ニ豊カ也、城本国ノ東北（國之脱）、海辺舩ツキ、諸事自由叶ヒ、城本繁昌ス、家老久松・奥平・服部・吉村、
定頼（定重）武勇ヲ好ミ、弓馬ノ嗜ミ専ラニシテ、或ハ和歌ヲ詠吟ス、利發（利根發明）甚過タリ、美小人ヲ愛ス、
愚評議曰、武勇弓馬ヲ嗜ム事ハ武門之要樞タレハ、最モ可也、和歌ヲ吟スル事禁裏公家方之業ニシテ、武士ハ無用之事也、サレ共偏ニ可捨ニハ非ス、風流イトヤサシ、又利根發明過タリト記セリ、然ラハ是ヲ難スヘキ事カ、利根ニ迷フト云テ誠ムル法也、但シ此將（此將脱）文学ノ沙汰ナシ、勇武ヲ旨トシテ謂行共ニ剛強ナル故、カクハ云ナルヘシ、本文之心（心得）不審在、サレハ文武兩道ヲ兼用ヒサルトキンハ、必所行ニ過不及在ヘシ、是一偏之意氣ヲ達スルニ依テ也、太公曰、貪心害己、利心傷身、先言誠ニ違ナシ、慎ンテ善道ニ至リ給エ、畢竟勇將ト云ン、不義ナキ人ヲ難スル事ハ自己却テ利根スギタリ、大ニ誠メスンハ在ヘカラサルモノカ、

盛岡本系と国立公文書館本系は『武家勸懲記』という書名こそ一致しているものの、その内容にはかなりの違いが見られる。箇条書きにしてまとめると、

次の通りである。

- (1) 盛岡本系の方が、家の来歴がはるかに詳しい。
- (2) 「往還ノ路地タル故、所々繁昌」との一文は盛岡本系のみ、「家士民間共ニ豊力也」は国立公文書館本系のみに見られない。
- (3) 本文での評価が国立公文書館本系では「利発(利根発明)甚過タリ」と非難されているのに、盛岡本系では「生得発明ニ行跡過ツ事ナシ」と逆転している。
- (4) 本文の評価を受け、盛岡本系では「愚評議」部分でも「誠ニ誉レノ人ナリ」という評価が下されている。
- (5) 盛岡本系は「禁廷」と称するのに対し、国立公文書館本系は「禁裏公家方」とする。

両者の違いは、タテの比較を視野に入れると二層際立ってくる。(1)から(5)の点について『武家諫忍記』と比較すると、(2)で指摘した「家士民間共ニ豊力也」という国立公文書館本系の表現は『武家諫忍記』の「士民共ニ不窮」を受け継いだものであり、(3)の「利発(利根発明)甚過タリ」(5)の「禁裏公家方」もやはり『武家諫忍記』を踏襲したものであることがわかる。つまり、国立公文書館本系の方が『武家諫忍記』の影響が色濃く、盛岡本系は独自の記述がかなり盛り込まれているのである。したがって、盛岡本系を下敷きにして国立公文書館本系が編まれた可能性はありえない。国立公文書館系を基にして盛岡本系が作成された(直接関係あり)か、原『武家勸懲記』が存在し、国立公文書館本系と盛岡本系に分岐した(直接関係なし)かのいずれかだろう。

国立公文書館本系は、どの系統の『武家諫忍記』がベースとなっているのか考えてみよう。『武家諫忍記』のメルクマールとした①家紋②生国③年貢所納④城下/城本⑤士民/士民⑥和歌に対する評価で見ると、国立公文書館本系は①梅鉢②武州③七ツ八ツ④城本⑤家士民間(士民)⑥和歌〇となっている。このうち、⑥からまず聖藩文庫本系は候補から脱落する。残る三系統が候補となるが、池田本系では②・④・⑤、興讓館本系では①・⑤、養賢堂本系では①・③・④・⑤に食い違いが生じており、すべてを満たすものはこれら三系統には存在しない。そこで、これらすべてを満たす本の存在が想定可能か考えてみよう。池田本系は②の生国はまだ下野だったのに、⑤は既に「士民」となっている。したがって、国立公文書館本系『武家勸懲記』の①から⑥までを満たすには、池田本系よりも前に枝分かれをして先行本から「士民」を引き継ぎ、「下野」↓「武州」、「城下」↓「城本」への書き改めが成されなくてはならない。そう

した事態が生じる可能性もないわけではないが、やはり、①から⑥まですべてを満たす本の存在を想定するのは難しいのではないか。いずれかの系統の『武家諫忍記』をベースに、訂正が施されたと考えた方がよさそうである。

では、ベースになったのはどの系統なのだろうか。ここでは④の「城本」に注目しよう。これは先述の通り、写し間違いに由来する表現だと考えられる。池田本系・養賢堂本系を下敷きにして制作された場合、興讓館本系『武家諫忍記』と国立公文書館本系『武家勸懲記』が別個に「城本」と書き間違えたことになる。先程の事例と同様、そのような事態がありえないわけではないが、既に「城本」と書き間違えていた『武家諫忍記』の表現を国立公文書館本系『武家勸懲記』が引き継いだとみるのが妥当だろう。よって、国立公文書館系の『武家勸懲記』は、興讓館本系『武家諫忍記』に近い本をベースにして、家紋と「士民」を訂正したものと考えられる。

国立公文書館本系『武家勸懲記』と興讓館本系『武家諫忍記』を比較すると、両者にはほとんど違いが見られないことがわかる。両者の違いは、

- (1) 「和歌が武士には無用の事」タリトイヘトモ、偏ニ可捨義ニモ非ス、最志ヲ見慮スルトキハ風流ニシテイトヤサシ」の部分を削除して、
- (2) 家の来歴と「愚評議」部分に文章を追加する

という二点のみである。評価は『武家諫忍記』をそのまま受け継いでいて、特に書き換えはなされていない。「愚評議」の追加部分もコメントを加えるに留まっており、松平定重の項を見る限り、国立公文書館本系『武家勸懲記』はあまりオリジナリティーのない書物のように思われる。なお、削除されたのはちょうど興讓館本系で問題がみられた部分であり、国立公文書館本系『武家勸懲記』が下敷きにした本にも同じ事態が生じていたのかもしれない。

一方、盛岡本系は独自の評価を下しており、新たに編纂された別の書物として捉えた方がよさそうである。本稿では仮に盛岡本系として位置付けたが、盛岡本の内容は写本として流布しているのか、あるいは盛岡本は全く独自の存在なのか、今後は『武家勸懲記』間でも『武家諫忍記』間のような比較を実施して説明する必要があるだろう。

三 『土芥寇讎記』の比較

『土芥寇讎記』は『武家勸懲記』を下敷きに行っていることが既に明らかとなっている。そこで、『土芥寇讎記』の独自性がどれほどあるのか、『武家勸懲記』

と比較することによろう。

【史料五】金井圓校注『土芥寇讎記』（人物往来社、一九六七年）

一松平越中守〔源〕定重從四

紋梅鉢 庚午二四十七歳

室ハ小松中納言利常娘、松平加賀守綱紀称シテ娘ト送之。

嫡子松平豊五郎 庚午二十五歳

二男松平内膳 早世

三男松平三郎助

本國參州。生國武州。本姓菅原、本名久松也。童名菊松丸。実父ハ松平前隠岐

守定頼之子ナルヲ、松平摂津守定良為養子ト。明暦三年丁酉十二月廿七日、叙

從五位下、任越中守、寛文五年乙巳之春、養父定良之家督相続ス。養祖父ハ松

平越中守定綱也。此定綱ハ、久松佐渡守定俊ニハ孫、隠岐守定勝之子也。

系図 松平肥岐守譜中ニ有之、故ニ不記。

居城勢州桑名自江戶五十四里。本知十一万石余、新地開運上課役掛リ物等、外二五万

七千石余ト云リ。米能シ生ス。私ト共シ吉シ。年貢所納五ヨリ七ハ七ハ迄、押シ六ハ余

二当ル。家中ハ四ハ。在江戸年人有リ扶持、外ニ摸合アリ。仕置中ノ下也。家民

哀憐ノ沙汰ナシ、故ニ安堵セズ、風俗美服ヲ好ム。故ニ諸士勝手不如意也。是

奢リ有ル故也。地ニ禽獸魚柴薪多シ。土地上々、城本國之東北、海辺船着タル故

ニ、自由相ト叶フ。城下繁昌ス。

家老 三輪権左衛門

久徳与惣左衛門

林善兵衛

右之外、奥平・服部・吉村等有リ之。

定重、武勇ヲ好ム。短氣ニ、血氣盛シナル故ニヤ、士卒哀憐ノ心ナク、糺明吟味

不愼ナシテ、士ヲ誅ス。或ハ義ヲ以、暇ヲ乞フニ、吟味薄シテ暇ヲ出ス而已ナ

ラズ、奉公ヲ構ム。弓馬ヲ好ト云トモ、実理ヲ以、好ニ非ズ。遊山一遍也。利

根發明過テ害多シ。和歌ヲ翫ヒ、且シ美小人ヲ愛スル事、骨髓ニ徹スル故ニ、甚

弊多シ。文学武学共ニナシ。但シ近年御近臣ノ列ニ加リ、少々人柄ヲ雖被嗜、

動レバ持病再発シテ、人使不宜故ニ、家士真実和順ニ非ズ。

謳歌評説云、文武ノ学ナキハ虎豹ニ無爪牙ガ如シ。弓馬ヲ好トモ、遊興ニ

而バシテ無実モ、武ノ心掛薄シ故成ベシ。勇氣甚ク、仁心ナキ故ニ、人使

悪ク、小科ヲ以大過ニ順、殺害シ、義ヲ以暇ヲ乞フモ不及シ、會議暇ヲ出シ、奉

公ヲ構ム。是等ハ、文理ニ暗キ故ニ、武士ノ憤リヲ不知、血氣ニ任シテ下知

ヲ加フ故ニ、道理ニ不叶。縦バ去ル比、家士ドモニ下知シ、猿樂ニ相雜リ、

太鼓・鼓等ヲ可打ト下知スル処、否タルガ悪キトテ、大勢忽令切腹。尤、背

主命ハ誤リ也。忠ヲ思バ、身ノ浮沈ヲ不可顧。是忠臣之法ナルニ、背ハ罪也。然ドモ巧シ叛逆、或ハ法度違犯ノ輩ニモ非ズ、武士ノ威ヲ立ントテ主命ヲ背キタルハ、無ク智道、理ヲ不知。然バハ小過ナルヲ、忽シ大勢ヲ被誅、罰罪ニ過タルト、世ニ批判スル処也。閉門且シ追放ハ罪ニ相応也。是ト云モ、無仁心、人使稠キ故也。主將ノ士ヲ愛ス道ニ背リ。中根平馬トカヤ云、軍使ノ侍、自分ノ指物ス。然レニ用人トシ、番指物ニスベキ由也。中根申シ云、為ル用人事ハ、雖似立心モ、番指物ニ罷成事、非本意。勇士ハ不望利徳、名聞ヲ第一トス。然ニ、唯今迄之自分ノ指物ヲ被停止セ、番指物ヲ指シン事勇士ノ規模ヲ失ガ如シ。右之指物可有御免、訴訟。不叶。於是乞フ暇ヲ惡シトテ、奉公構ム、暇ヲ出ス。是又無吟味也。布テ勇士ノ志ヲ感じ、褒美シテ可キ召仕シ事也ト、世人誹之。次ニ近習ヲ出頭人、堺町ニテ野郎ヲ買フ、酒ニ酔、主從共ニアバレ、刀ヲ拔リ、町人ドモ打伏テ、刀ヲ取リ、町奉行所ニ訴、僉議ノ上、定重ノ家人ニ極リ、相渡ス処ニ、何沙汰ナシニ成リヌ。親疎ニ依テ、大科モ被宥、小過モ被誅、罰分明ナラザレバ、賞モ亦思遺ル。血氣ノ暗將ト云ベシ。利根過タルハ不及シ、二等。敬ムアルベキ事歟。

傍線部は盛岡本系・国立公文書館本系のいずれの『武家勸懲記』にも見られない部分である。本文の評に「利根發明過テ害多シ」とあるので、「生得發明ニ行跡過ツ事ナシ」と評価を改めた盛岡本系の影響は見られない。以下、国立公文書館本系と比較して、要点を列挙しよう。

(1) 内室・子息・経歴は『土芥寇讎記』の方が詳しい。

(2) 養父の名前が『武家諫忍記』と『武家勸懲記』では「定長」、『土芥寇讎記』では「定良」となっている（正しいのは「定良」。ただし、盛岡本の後半は「定良」に改まっている）。

(3) 領地については『武家諫忍記』・『武家勸懲記』を踏襲しているが、「仕置中ノ下也。家民哀憐ノ沙汰ナシ、故ニ安堵セズ、風俗美服ヲ好ム。故ニ諸士勝手不如意也。是奢リ有ル故也」という部分は「家士民間共ニ豊カ也」と正反対になっている。また、「城本」ではなく「城下」になっている。

(4) 本文の評は武勇・弓馬・利根發明・和歌・美小人のいずれも『武家勸懲記』を引き継いでいる。しかし、弓馬については「実理ヲ以、好ニ非ズ。遊山一遍也」という新しい情報が付加されている。文学武学以下の部分も『土芥寇讎記』のオリジナールである。

(5) 「謳歌評説」は「愚評議」とは全くの別物で、引き継がれている部分は

ない。

総じて、『土芥寇讎記』は『武家勸懲記』に比して情報が詳細である。特に「謳歌評説」では中根平馬の一件や出頭人の騒動など、家中の内情に関する情報が盛り込まれており、特別な立場にある人間の関与が疑われる。筆者は以前『土芥寇讎記』に牧野成貞が関わった可能性を指摘したことがあるが、⁽¹²⁾ そうであつても決しておかしくない内容になつてゐる。なお、甲府綱豊の本文評・「謳歌評説」は『武家勸懲記』の綱重評からの引き写しであることが指摘されているが、⁽¹³⁾ 松平定重の場合、引き写しはほとんど見られない。これは、『土芥寇讎記』の編者が情報を手でできる大名とできない大名が存在したことを示しているのかもしれない。引き写し中心の人物・新しい情報中心の人物を洗い出す作業を通じて、『土芥寇讎記』の編者が浮かび上がるかもしれない。

四 『諫懲記後正』の比較

最後に、『諫懲記後正』と先行諸本の比較を行おう。

【史料六】東京大学史料編纂所本『諫懲記後正』

一松平越中守源定重

従四位下、
仁三三七一

家紋丸ノ内梅鉢

拾壹万石

伊勢国桑名城主

本国尾張、生国武蔵、本名久松氏ニテ、松平摂津守定良ノ養子タリ、故越中守定綱ノ孫分ナリ、按スルニ久松ハ其先菅家ノ苗裔、代々朝廷ニ仕ヘ、子孫久松鷹ト號シ、有シ故尾州知多郡ニ謫セラレ、中興ニ到リ弾正左衛門尉道定トテ同国阿古屋ノ邑ニ移シ住ス、国主斯波ノ武衛ニ仕ヘタリ、道定ニ六世定氏男子ナク女子アリ、以一色満員ノ次男詮定ヲ迎ヒテ婿名跡トナシ、家督ヲ令シ繼、詮定ヨリ久松佐渡守定俊迄、既ニ十二代阿古屋邑ニ居住ス、爰ニ定俊ノ妻ハ家康公ノ御母公ニテ、勝俊・康元・定勝、此外女子等カタメニモ一腹ノ母ナリ、故ニ家康公ト御同腹ノ兄弟タリ、依テ久松氏ヲ改メ松平姓トナル、夫元祖隠岐守定勝ノ次男越中守定綱アリ、定綱寛文十一年七月十六日従四位下ニ叙ス、同十二年美濃国大垣ノ城六万石ヲ轉シ、五万石ノ御加恩アリ、勢州桑名城ヘ移リ、拾一万石ヲ領ス、後慶安四年十二月廿五日卒去、壽六十歳、其子定良家督シテ、寛文四年十二月八日若死畢、於ニ是嗣子ナシ、時ニ同名隠州定頼前隠岐守ノ次男定重其遺跡相統シテ、勤候多年ノ後元禄元年十二月廿五日従四位下ニ叙セラレ、同二年三月二日奥御詰衆ニ仰付ラレ勤之也、

内室 家之女房

嫡子 松平因幡守定達(定重) 仁三三三五

妻 大久保隠岐守忠増娘

定重文道ヲ不學、武勇ヲ好ミ、弓馬ヲ嗜ムコト專ニシテ、生得短慮ナリ、或和歌ヲ翫詠ス、心意發明、利根甚タ過タリ、美小人ヲ愛シ、或美女或大酒ヲ好マレ、酒狂ノ上ニテ少々不宣ノ行跡アリト唱フ、

愚評曰、此將武勇ヲ好ミ弓馬ヲ嗜ムコト、是武門ノ要樞タレハ、最モ可ナリ、和歌ヲ吟スル事禁裏公家方ノ業ニシテ、武士ハサノミ不共、不義ノ行跡或非道ノ沙汰ナク、国家ノ政法哀憐アラハ、主將ノ道ニ叶ヘルナリ、何程和歌ノ譽レ有テ、利根發明タリト云フトモ、不義不行跡ニシテ家士ノ當リ嚴シク、憐ミ少ク、我儻無道奢リヲナシ、士卒ノ苦ミヲ不兼、旁法ヲ背キ、五常ノ一二モ不當則ンハ、如何世ノ唱ヘ嘲リ眼前ナリ、去ハ武家ノ和歌ヲ誡ムルニモアラス、尤善ナリ、亦利根發明タリト記セリ、然ラハ是難スヘキコト歟、利根ニ迷フト云テ誡ムル法ナリ、但シ此將文武ノ沙汰ナク、勇武ヲ旨トシ、謂行トモニ剛強ナル故、斯ハ云フナルヘシ、本文ノ心得不審アリ、去ハ文武両道ヲ兼用ヒサル則ンハ、必ス所行ニ過不及可有、是一偏ノ意氣ヲ達スルニ依テナリ、大公曰、心ニ貪レハ己ヲ害シ、心ニ利スレハ傷身ヲ矣、光言誠ニ違ヒナシト云云、今定重老年ニ及ヒ、御側ノ勤メ大儀ナラントイヘトモ、懶勞不怠シテ忠勤セラル、乍去大酒ヲ好ミ狂シテ惡ニ進ミシガ、近年少々慎ミ有ト見ヘタリ、此以前此家ヨリ出ル浪人多シトナリ、但シ家臣ニ佞奸邪曲ノ者アルカ、縦ヘ旧臣等ニ佞奸邪曲アルトモ、其利ヲ糺シ、政道正順タランニ、其臣爭カ可背、亦主君好惡ナル則ンハ、臣忠孝ヲ以テ是ヲ可誠ニ、主君ノ心ニ應シ、善惡ノ差別モナク、君ハ君臣ハ臣ト離心有テ、国家治リ難シ、只主君ノ惡ヲ好ム所有ハ、身命ヲ輕シ、諫懲シテ、善道ニ至ラシメ、世ノ批判ナキニ執行フヲ以臣トヤ云ン、去ハ定重所行如何ナリシカ、世間ノ唱ヘ宜シカラス、然レハ其身ノ行ニ依テ、先祖子孫ニ到リ、惡名ヲ得ラレハ、慎ミ大方ニテハ叶ヒ難シ、能々得心アリタキモノナリ、

これまでと同様、特徴を以下に列挙しよう。

- (1) 本国が三河ではなく尾張とされる。
- (2) 家の来歴が、中世にまで遡って語られている。本国が尾張とされたのは、先祖が尾州知多郡に流謫されたという由緒が見出されたためである。
- (3) 領地・家老に関する記載がない。
- (4) 本文の評は国立公文書館本系『武家勸懲記』を踏襲するが、「文道ヲ不學」「生得短慮ナリ」「或美女或大酒ヲ好マレ、酒狂ノ上ニテ少々不宣

ノ行跡アリト唱フ」の三箇所がオリジナルとなっている。『土芥寇讎記』の影響は見当たらない。

(5) 「愚評」部分は国立公文書館本系『武家勸懲記』を下敷きに、情報を付け加える形になっている。前半の追加部分は和歌に関する一般論、後半は近年の定重に関する情報であるが、『土芥寇讎記』のように詳細なものではない。

『諫懲記後正』の基本的なスタンスは国立公文書館本系『武家勸懲記』と同様、下敷きにした本の記載を受け継いだ上で、新たに情報を付け加えるという形になっている。ただし、『諫懲記後正』との名が示すように、本国については三河から尾張へと改めている。また、領地と家老に関する記載が削除されているが、内容は明らかに『武家勸懲記』を下敷きにしてるので、何らかの理由があつて『武家勸懲記』の該当記事を削除したとしか考えられない。国立公文書館本系『武家勸懲記』に比べ、積極的に再編纂に取り組んだ書物との評価も可能かもしれない。

それにしても、尾州の由緒の「発見」はどのようにしてなされたのだろうか。今後はこの情報の入手先を探り、『諫懲記後正』の編纂事情に迫ってみたい。

おわりに

以上、長々と「大名評判記」の比較を行ってきた。本稿で指摘した点を簡単にまとめておこう。

- (1) 『武家諫忍記』は聖藩文庫本系・池田本系・興讓館本系・養賢堂本系の四系統に分類が可能である。それぞれの系統内の諸本は密接な関係にあるが、中には池田本と対馬本のように系統内で書き換えがなされているものもある。
- (2) 『武家勸懲記』は盛岡本系と国立公文書館本系に分類できる。国立公文書館本系は興讓館本系『武家諫忍記』に近い本を底本として情報が書き加えられている。一方盛岡本系はどこかの時点で『武家勸懲記』が書き換えられたもので、国立公文書館本系とは内容がかなり異なっている。
- (3) 『土芥寇讎記』は情報が詳細で、特別な立場にいないと知り得ない情報が含まれているように思われる。
- (4) 『諫懲記後正』は国立公文書館本系『武家勸懲記』(あるいはそれに先立って成立した原『武家勸懲記』)を底本とし、書き換え・書き加えが施

されている。『土芥寇讎記』の影響は見られない。

本稿は現時点でアクセスできた「大名評判記」を使用しての試論に過ぎず、右に挙げた諸点の中には、新たな史料の出現によって崩れてしまうものもあるだろう。今後の議論の叩き台となれば幸いである。

【注】

- (1) 共同研究でこの名称が定着しているので、本稿も「大名評判記」の用語を使用する。
- (2) 矢森小映子『武家諫忍記』『武家勸懲記』『土芥寇讎記』『諫懲後正』諸本の比較(『大名評判記』の基礎的考察)二〇〇五年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(A)「日本における書物・出版と社会変容」プロジェクト研究報告書I(研究代表者・若尾政希)。
- (3) 加賀市立図書館聖藩文庫本(以下、聖藩文庫本)、宮城県図書館養賢堂文庫本(以下、養賢堂本)、東北大学附属図書館本(以下、東北大学図書館本)、米沢図書館興讓館本二部(以下、全六冊のものを興讓館A本、全十九冊のものを興讓館B本とする)、刈谷市立図書館村上文庫本(以下、村上文庫本)、岡山大学附属図書館池田家文庫本(以下、池田本)、対馬歴史資料館本(以下、対馬本)の計八部を検討した。
- (4) 盛岡市中央公民館本(以下、盛岡本)、国立公文書館本(以下、国立公文書館本)、刈谷市立図書館村上文庫本(以下、村上文庫本)の計三部を検討した。
- (5) 金井圓校注『土芥寇讎記』(人物往来社、一九六七年)。底本は東京大学史料編纂所蔵。
- (6) 東京大学史料編纂所蔵。
- (7) 望月良親第一回報告(二〇〇六年五月二十九日)
- (8) 聖藩文庫本で取り上げられている大名は、他の『武家諫忍記』の大名よりも時期が早い。
- (9) 聖藩文庫本の前に原『武家諫忍記』が存在する可能性もあるが、省略した。
- (10) 前後の大名を瞥見した限り「城本」との表現を見出すことはできないので、これは他の大名家に見られる「城本国之」の部分に引きずられて生じた誤記だと考えられる。
- (11) 矢森前掲『武家諫忍記』『武家勸懲記』『土芥寇讎記』『諫懲後正』諸本の比較。拙稿『土芥寇讎記』の成立をめぐる一考察——大名家の配列の比較検討から——(前掲『大名評判記』の基礎的考察)所収。
- (12) 拙稿『土芥寇讎記』レポート——『土芥寇讎記』の作者は誰なのか——若尾政希研究代表『土芥寇讎記』の基礎的研究(二〇〇四年。前掲拙稿『土芥寇讎記』の成立をめぐる一考察——大名家の配列の比較検討から——)。
- (13) 若尾政希「大名評判記」諸本について(前掲『大名評判記』の基礎的考察)所収。